

## 本会計基準の適用範囲について

### （１）本会計基準の趣旨

従来、工事完成基準・工事進行基準の任意選択適用が認められていた結果、適用される収益の認識基準が会社の選択により分かれていた部分（「長期の請負工事」）につき、認識基準を明らかにすることが本プロジェクトの趣旨。

### （２）適用範囲に関する問題点

（長期の）請負工事の範囲については、もともとあまり明確ではなかったが、従来は、工事完成基準と工事進行基準の選択を任意としていたため、請負工事の外延については、あまり問題とならなかった。



今回、工事進行基準と工事完成基準の任意選択を廃止する結果、本会計基準の適用対象となる「工事契約」等の範囲を明確にすることが、非常に重要となってきた。

### （３）適用範囲に関する現時点での案： 「工事契約」 + それに準じるもの

#### １） 工事契約

請負（仕事の完成に対して対価を支払う）

基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行う

（例、土木、建設、造船、一部の機械装置の製造 等）

工事（ **ただし、「工事」とは何かについては、特に規定を置いていない。**）

#### ２） ソフトウェアの受注制作

「工事契約」に含まれないが、これに準じて適用することとしている

１）、２）の結果、ハードウェアとソフトウェアを一体としたシステムの構築にも適用される

一般に、請負契約における「仕事」の内容としては、ハードウェア、ソフトウェア、サービス及びそれらを組み合わせたものの供給が考えられる。

ただし、サービスのみの供給を目的とする場合には、適用範囲から除外している（後述）

ハードウェアの供給を目的とする場合にも、原材料を全て施工者側で調達する場合、相手側で調達する場合、及び双方で調達する場合が考えられる。

### （４）適用範囲外

もっぱらサービスの提供を目的とするもの（ハードウェアの提供もソフトウェアの提供も伴わないもの）

（ ただし、下記（3）の「移設」工事等との関係は必ずしも明瞭ではない。）

労働サービスの提供そのものを目的とするもの

標準品（主要な部分につきスペックの定まっているもの）の製造

付随的な部分について、顧客に一定の選択が認められていても構わない。

（ 顧客の指図が、どの程度まで付随的なものといえるかは、必ずしも明瞭ではない。）

（5）据付・移設・試運転 等

工事契約の一部として付随的に含まれる場合

一体として工事契約として適用対象

工事契約以外の契約（物品の引渡を目的とする契約等）の一部として付随的に含まれる場合

一体として販売契約等として適用対象外

それ自体が工事契約（土木工事や建設工事）に該当する場合

適用対象

〔参 考〕

IAS11号 工事契約とは、単一の資産、又は、その設計、技術及び機能若しくはその最終的な目的や用途が密接に相互関連又は相互依存している複数の資産の組み合わせの建設工事のために特別に取り決められる契約をいう。（第3項）

IAS18号 役務の提供に関する取引の成果を信頼性をもって見積ることができる場合には、その取引に関する収益は、貸借対照表日現在のその取引の進捗度に応じて認識しなければならない。（第20条）

以 上